

(記載例)

										種別	整理番号								
支 払 を 受 け る 者 所	区分 1										(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名) 課長 氏(フリガナ) アワジ イチロウ 名 淡路 一郎								
	淡路市生穂新島8番地																		
	種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除額)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額										
	給与		内 千 円		内 千 円		内 千 円		内 千 円										
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住である既婚の数									
有	從有	老人	特 定	老 人	そ の 他	特 親	人 従人	人 従人	人 従人	人 従人	内	人	人	人					
			360,000	1				1	1	1				1					
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額											
内 千 円		内 千 円		内 千 円		内 千 円		内 千 円											
630,000		1,029,846		120,000		50,000		95,600											
(摘要)																			
生命保険料等の金額		新規加入金等の金額		旧規加入金等の金額		100,000		介護医療保険料等の金額		90,000		新規個人年金額		360,000		旧規個人年金額		180,000	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除の内訳		2		居住開始年月日 (1回目)		30年1月10日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住(特)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		11,500,000			
				205,000		居住開始年月日 (2回目)		3年9月20日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		増(特)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		9,000,000			
(源泉)控除対象配偶者		(フリガナ) アワジ ハルコ		区分		配偶者の合計所得		1,000,000		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額							
		氏名 淡路 春子																	
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3								基礎控除の額		所得控除額							
控除対象扶養親族	(フリガナ) アワジ タロウ		区分 01		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) アワジ ナツコ		区分 ○		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号								
	氏名 淡路 太郎		区分 01						氏名 淡路 夏子								区分 ○		
	(フリガナ) アワジ ジロウ		区分 10						個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1								区分 ○		
	氏名 淡路 二郎		区分 10						(フリガナ)								区分 ○		
	個人番号 3 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2		区分 10						個人番号 3 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2								区分 ○		
(フリガナ)		区分 10				(フリガナ)		区分 ○		6人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号									
氏名		区分 10				個人番号 3 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2		区分 ○											
個人番号		区分 10				(フリガナ)		区分 ○											
(フリガナ)		区分 10				個人番号 3 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2		区分 ○											
氏名		区分 10				(フリガナ)		区分 ○											
個人番号		区分 10				個人番号 3 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2		区分 ○		6人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号									
(フリガナ)		区分 10				(フリガナ)		区分 ○											
氏名		区分 10				個人番号 3 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2		区分 ○											
個人番号		区分 10				(フリガナ)		区分 ○											
(フリガナ)		区分 10				個人番号 3 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2		区分 ○											
未成年者	外死災害に退職者	乙欄別	本人が障害者	暮	ひとり親	勤労学生	中途就・退職		受給者生年月日										
							就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日				
									7			昭和	47	1	1				
支 払 者	個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 (右詰で記載してください。)																		
	住所(居所)又は所在地 淡路市志筑1600番地1																		
	氏名又は名称 淡路市役所										電話番号								

給与支払報告書について

1. 給与支払報告書(総括表)は、令和8年1月1日現在、淡路市に居住されている方の給与支払報告書(個人別明細書)を1枚添付して、**令和8年2月2日(月)**までに提出してください。

総括表の「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄に番号(個人又は法人)の記載をお願いします。

2. 給与支払報告書(個人別明細書)に、受給者の住所・氏名・個人番号(マイナンバー)及び生年月日・フリガナ、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、特定親族、16歳未満の扶養親族の氏名・個人番号(マイナンバー)・フリガナを記載してください。

以下の区分表に応じて「区分」の数字を、「区分の欄に記載してください。控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族の方は、非居住者の場合のみ〇と記載してください。

控除対象扶養親族の分類	区分
居住者	空欄
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	04

特定親族の合計所得金額(円)	区分		
住民税	所得税	居住者	非居住者
58万超85万以下		63万	10 11
85万超90万以下	45万	61万	20 21
90万超95万以下		51万	30 31
95万超100万以下		41万	40 41
100万超105万以下		31万	50 51
105万超110万以下		21万	60 61
110万超115万以下		11万	70 71
115万超120万以下		6万	80 81
120万超123万以下		3万	90 91

3. (源泉)控除対象配偶者の有無等欄には、以下に該当する配偶者を有している場合に「〇」と記載してください。

- (1) 源泉控除対象配偶者...受給者(合計所得金額が900万円以下である方に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方。

- (2) 控除対象配偶者...同一生計配偶者 のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者。

同一生計配偶者: 受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である方。

4. 摘要欄には、

- (1) 控除対象扶養親族等・16歳未満の扶養親族欄に記載ができない方(5人目以降の方)の氏名を記載し、括弧書き数字を付してください。

氏名の後ろに括弧書き区分を記載してください。

例) 16歳未満扶養(年少)、所得58万超85万以下の特定親族(10)

「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に、「摘要欄」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、5人目以降の扶養親族の個人番号を記載してください。

- (2) 前職分を合算されている場合は、前職の社名、支払額、源泉徴収税額、社会保険料額、退職年月日を記載してください。

- (3) 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(a・b等)を記入してください。ただし、乙欄該当者と退職者は、所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。

- (4) 切替理由書(仕切紙)の添付又は個人別明細書の摘要欄への略号記入がなければ、原則として特別徴収と取り扱いますので、ご了承ください。

5. 住宅借入金等特別控除がある方については、適用数(適用数が3以上のときは摘要欄に記入)、住宅借入金等特別控除可能額及び居住開始年月日、住宅借入金特別控除区分、住宅借入金等年末残高を記載してください。

住宅借入金等特別控除区分

住・・・一般的な住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)

認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合

増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

雇・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「(特)」特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)の場合、「(特特)」、特例特別特例取得の場合、「(特特特)」、特例居住用家屋等の場合「(特家)」と付記してください。

6. 基礎控除の額欄には、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

7. 所得金額調整控除の欄には、所得金額調整控除の適用がある場合に、所得金額調整控除の額を記載してください。

8. 業務を税理士の方へ依頼されている場合、同封の総括表を税理士の方へお渡しください。